

令和8年度山形県こどもの居場所運営支援事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、全てのこどもが心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、こどもを地域で見守り育む「こどもの居場所づくり」の取組みを拡大・定着することを目的として、次条に規定する事業実施主体がこどもの居場所運営事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

（事業実施主体）

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「事業実施主体」という。）は、山形県内でこどもの居場所づくりに取り組む民間団体等（法人格の有無は問わない。個人を除く。）とする。ただし、規則第6条の2に定める者のほか、政治的・宗教的な勧誘行為等を行う者は除く。

（補助の対象）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和8年4月1日から令和9年1月31日までの間に事業実施主体が行う次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）こどもやその家族に、無料又は低額で安心・安全な食事や食材等を提供すること（低額とは、一食の原材料費に相当する額等営利を求めない範囲でこどもの負担にならない程度の額であること）。
- （2）宿題等の自主学習等学びの支援や、地域住民こども同士の交流・遊び体験等こどもの居場所づくり活動を行うこと。
- （3）地域の実情に応じ、広く参加者を募集すること。
- （4）令和8年4月1日から令和9年1月31日までの期間に8回以上計画すること。
- （5）令和8年4月1日以降に山形県こどもの居場所づくりサポートセンターの相談支援等を受けて、令和9年1月31日までに（1）、（2）及び（3）に掲げる全てを満たす事業を立ち上げた事業者にあつては、立ち上げ日から起算して1年の間に8回以上計画すること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に直接的に必要となる令和8年4月1日から令和9年1月31日までの期間における別表に掲げる経費とする。ただし、この補助金以外の国や市町村の補助金等の対象経費として計上したもの及び、他の補助金等の対象経費として計上した同一開催日のものは、補助の対象としない。

2 補助金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、算出された金額に千円未満の端

数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（事業の実施体制等）

第5条 補助事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）事業従事者の調整や会場運営等にあたる現場を統括する責任者を定め配置すること。
- （2）事業内容について、地域住民等への十分な説明を行い、理解と協力を得られるよう努めること。
- （3）会場内での事故防止等安全確保に努めるとともに、自宅等と会場間の移動においても子どもたちに危険のないよう、周囲の環境や運営時間等に配慮すること。
- （4）必要に応じ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可を受けるほか、食中毒予防等衛生管理に努めること。
- （5）夏休み及び冬休み等の長期休暇期間において、年間合計2回以上計画するよう努めること。
- （6）こども家庭センター等の相談機関や、学校・放課後児童クラブ等との連携を図り、支援が必要な子どもや家庭の把握に努めること。
- （7）支援が必要な子どもや家庭を発見した場合には、市町村や関係機関と連携して適切な対応を図るよう努めること。

（交付申請）

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1）事業計画書（様式第1号）
- （2）所要額調書（様式第2号、様式第2号－1）
- （3）振込先口座の通帳の写し

2 事業実施主体は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助金の額の増を伴う変更以外の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書（様式第3号）に、次の書類を添えて提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 所要額調書（様式第2号、様式第2号－1）

- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助金実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年2月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書（様式第5号）

(2) 事業費決算書（様式第6号）

(3) 事業実施に伴う証拠書類

ア 帳簿（別紙1）

イ 領収書・レシートの写し

ウ 開催日及びその開催内容が分かる資料の写し

- 2 第6条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることがある。

2 補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第8号)に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第11条 事業実施主体は、他の経理と区分した帳簿を備え、事業に関する収支や経費の使途を明らかにしておかなければならない。また、補助事業に係る関係書類を、事業実施年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第12条 この補助金に関し、事業実施主体が知事に提出する書類は、所轄の総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課に提出しなければならない。

2 各総合支庁保健福祉環境部こども家庭支援課は、事業実施主体が提出した書類について内容を確認の上、しあわせ子育て応援部こども家庭・母子保健課に進達しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年7月22日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

補助対象経費	補助金の額
1 食事の提供に要する食材の購入費 2 調理器具や筆記用具等の消耗品費※ (価格が1万円未満であり、かつ当該事業で使用するものに限る。) 3 会場の使用料・賃借料 4 食品衛生法施行条例(平成12年3月21日山形県条例第23号)第3条第2項に基づく手数料※ 5 食品衛生法第48条第6項第3号に定める要件を満たすための食品衛生責任者養成講習会等の受講料※ 6 傷害保険、ボランティア活動保険等の保険加入料 7 周知用チラシの作成等に要する広報費※ 8 その他知事が必要と認める経費※	補助対象経費となる支出額から寄付金その他収入額を控除した額又は開催回数に1万2千円を乗じた額のいずれか低い額(21万6千円を上限とする。)

※令和8年度山形県こどもの居場所立上支援事業費補助金の対象経費に計上したものを除く。